

## 指名停止措置一覧

平成30年12月5日現在

登録区分	承認番号	指名停止措置業者名	指名停止措置期間	指名停止措置要件及び理由
工 事	78	(株)カルヤード	平成30年12月5日～ 平成31年12月4日	<p>【指名停止要件】 契約違反</p> <p>【指名停止理由】 左記業者については、23年災小島漁港海岸保全施設災害復旧工事（工期：平成28年9月3日から平成30年10月31日まで）において、作業員不足など施工体制が整わず工事が進捗できなかつたため、予定工程から大きく遅れてきたところであり、現地着手後の平成29年2月から平成30年7月末までの18か月間で約15%の進捗のみであった。</p> <p>工事の進捗については、口頭や文書で指示をしているが、具体的な対応がなされず、その間、実施可能な工程資料を求め、資料の提示を受けたが、これまでの進捗状況や、その工程で施工可能と判断できる根拠がないことなど工程管理が不適切であった。さらに、遅延の理由については、明確な説明がなく、工期末日に工事の完成に至らなかつた。</p>
コンサル	3047	(株)ウイル	平成30年9月12日～ 平成31年1月11日	<p>【指名停止要件】 独占禁止法違反行為</p> <p>【指名停止理由】 左記業者については、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所発注の特定建設関連業務の入札において、平成30年7月26日に公正取引委員会から、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定による排除措置命令及び第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けたもの。</p>
コンサル	3044	岩倉測量設計(株)		
コンサル	3260	(有)大洋測量設計		

## 指名停止措置一覧

平成30年12月5日現在

コンサル	3055	㈱江合技術コンサルタ ント	平成30年11月12日～ 平成31年7月11日	<p>【指名停止要件】 独占禁止法違反行為</p> <p>【指名停止理由】 左記業者については、宮城県北部土木事務所発注の特定建設関連業務の入札において、平成30年7月26日に公正取引委員会から、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定による排除措置命令及び第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けたもの。</p>
コンサル	3060	㈱栄和技術コンサルタ ント	平成31年1月12日～ 平成31年9月11日	
コンサル	3081	㈱大崎測量設計コンサ ルタ		
コンサル	3440	㈱マドック		
コンサル	3485	㈲和光測量設計社	平成30年11月12日～ 平成31年3月11日	
コンサル	3301	㈱テクノブレイン		
コンサル	3418	㈱古川測量設計事務所		
コンサル	3060	㈱栄和技術コンサルタ ント	平成30年9月12日～ 平成31年1月11日	<p>【指名停止要件】 独占禁止法違反行為</p> <p>【指名停止理由】 左記業者については、大崎市及び大崎市土地開発公社発注の特定建設関連業務の入札において、平成30年7月26日に公正取引委員会から、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定による排除措置命令及び第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けたもの。</p>
コンサル	3081	㈱大崎測量設計コンサ ルタント		
コンサル	3440	㈱マドック		
コンサル	3485	㈲和光測量設計社		

## 指名停止措置一覧

平成30年12月5日現在

工事	1439	世紀東急工業㈱ 古川営業所	平成30年10月1日～ 平成31年1月31日	【指名停止要件】 独占禁止法違反行為 【指名停止理由】 左記業者については、成田国際空港㈱発注の舗装工事の入札において、平成30年3月28日に公正取引委員会から、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定による排除措置命令及び第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けたもの。
工事	1734	日本道路㈱宮城営業所	平成31年1月31日～ 平成31年5月30日	【指名停止要件】 独占禁止法違反行為 【指名停止理由】 左記業者については、東京都発注の舗装工事の入札において、平成30年3月28日に公正取引委員会から、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定による排除措置命令及び第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けたもの。
工事	1734	日本道路㈱宮城営業所	平成30年5月31日～ 平成31年1月30日	【指名停止要件】 独占禁止法違反行為 【指名停止理由】 左記業者については、東京都発注の舗装工事の入札において、平成30年3月28日に公正取引委員会から、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定による排除措置命令及び第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けたもの。